受付方法 水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法によるものとする。 (1) 合同事務所の窓口における受付(所在地: 鹿児島市南栄5丁 目10-8 G ラインビル二階) (2) 電話による受付 (電話番号:099-260-7707) (3) ファクシミリによる受付(FAX番号:099-260-7717) (4) 電子メールによる受付 メールアドレス Kagoshima-plt@kag. bbiq. jp 水先の求めの受け付けに当たっては、次のすべての事項について、 受付事項 利用者から情報を得るものとする。 (1) 船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、 速力及び積荷の種類 (2) 船舶所有者(水先法第3条)の氏名又は名称及び住所 (3) 水先区間及び水先開始予定時刻 (4) 輸出免税等(消費税法)該当の有無及び検疫の要否 (5) その他利用者から得た特別な事項 当直表 会員の休息時間及び休日を確保し、水先の求めの受け付けを計画的 に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保す るため、毎週、翌々週一週間分の会員ごとの水先業務の対応体制等 を内容とする当直表を作成し、毎週月曜日までに公表するものとす 水先の求めの受け付けに当たっては、次に掲げる事項のほか、「船 受付条件 舶の航行安全」又は「水先の安定した供給体制」に支障がないこと を条件とするものとする。 1. 水先人の選任について利用者からの要請がない場合 (1) 原則として、利用者から水先開始予定時刻の12時間前まで に申し込みされたものであること。 (2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域 事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであ ること。 2. 水先人の選任について利用者からの要請がある場合 (1) 次のすべての要件を満たすものであること。

- イ 当該水先人が当該要請を応諾すること。
- 口 当該要請が水先開始予定時刻の72時間から24時間前までに申込みされたものであること。(ただし、24時間前を過ぎても当該水先人が当該要請に応じる旨確認ができた場合はこの限りではない。)
- ハ 当該要請に係る水先の時間が、他の要請に係る水先の時間 と重複していないこと。この場合の水先の時間とは、水先 業務時間だけでなく、移動時間及び休息時間(6時間)を含 めるものとする。
- 二 以下の条件に該当することにより当該水先人以外の水先人 の技術的水準の確保に支障が生ずるおそれがないこと。
 - ・ 水先に特殊技術を要するバース又は特定の船舶について 当該水先人を含む特定の少数の水先人のみが当該バース 又は船舶の水先を行うことになること
- (2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域 事情等に基づいて作成する安全運航基準及び会員の水先業務 経験年数等に応じた業務制限に適合したものであること。

会員への 連絡

本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより会員に対し連絡を行うものとする。

- (1) 水先人の選任に関し利用者から要請があった場合には、 遅滞なく、当該要請のあった会員に連絡するものとする。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合には、当直表に従って、水先 人の休息時間の確保その他の事情を考慮して、遅滞なく、会員 に連絡するものとする。
- (3) 前二号による会員への連絡方法は、電話、ファクシミリ、電子メールその他の確実な手段により行うものとする。

水先業務経験年数等に応じた業務制限

水先業務経験年数	就業範囲 (一級水先人)
3年未満	すべての船舶(5万総トン以上の危険物積載船、 および特殊な状況にある船舶を除く。)

安全運航基準

鹿児島水先区水先人会

鹿児島港に於ける安全運航基準を下記の通りとする。

安全運航基準

- (1)入出港は、原則として日出から日没までの間とする。 但し、谷山区の出港は21時まで乗船する。
- (2) 風速が10 m/sec 又は、波高が1 mを超えた場合、視界1 浬以下の場合は 入港を見合わせる。
- (3) 原則として、本船喫水の10%以上の余裕水深を確保する。
- (4) 入出港に影響を及ぼす恐れのある船体・機関・積荷の異常があるときは、 乗船を見合わせる。

以上